第６章

推進体制、進行管理

１　行政内部の推進体制等

２　進行管理（PDCA サイクル）

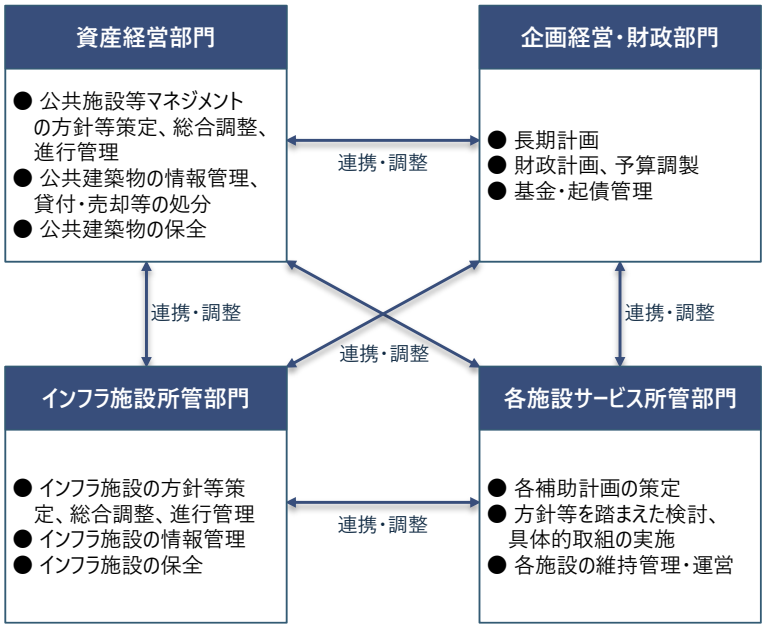
３　区と区民等との推進体制

１　行政内部の推進体制等

（１）庁内連携体制

公共施設等マネジメントを効果的かつ円滑に推進するため、方針等策定や総合調整を担う部門、方針等を踏まえて最適化に向けた検討や具体的取組を実施する部門などが綿密に連携する体制を構築し、部門ごとの個別対応にとどまらず、全体最適を目指して全庁横断的に取り組むこととします。

図表６－１　庁内連携体制



（２）推進体制

公共施設等マネジメントの推進にあたり、個別施設計画の策定や必要な実施策の策定及び重要事項の確認は、「政策執行会議」（区有資産の利活用、財産の取得及び処分等に関することを含め、区政の重要課題等に対する執行方針及び事業計画等の決定、並びに全庁的な情報共有を行うための会議体）において行います。

必要な具体的検討、庁内調整及び進捗管理については、「政策執行会議」の専門組織として設置する会議体などにおいて進めることとします。

また、施設更新等、具体的な取組を進める際には、原則として専門性を持った第三者（区有施設整備アドバイザー等）に意見を求めます。

（３）公共施設等に係る情報の一元化

公共建築物の情報は資産経営部において、インフラ施設の情報は都市整備部において一元的に管理し、最適化に向けた検討や保全等を効果的・効率的に進めていきます。

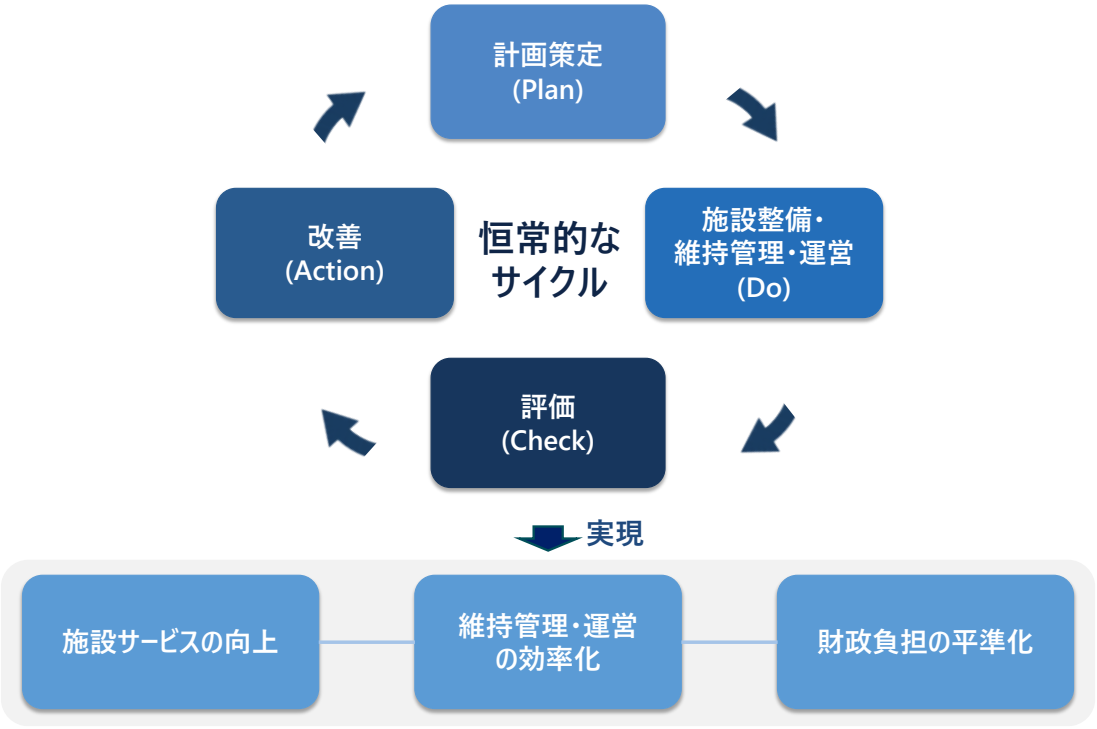
２　進行管理（PDCA サイクル）

（１）PDCA サイクルの運用

本方針の推進にあたっては、計画策定（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）による PDCA サイクルを継続的に運用します。

公共施設等の整備、維持管理及び運営の状況について、適切な点検・評価を行い、サービスの向上、維持管理・運営の効率化、財政負担の平準化及び資産活用による効果等を検証し、その結果を今後の取組に反映させることで、公共施設等マネジメントの実効性を高めます。

図表６－２　PDCA サイクル



具体的には、本方針を具体化するための下位計画（個別施設計画）について、定期的に取組状況を確認・公表するとともに、社会状況や区の財政状況など本方針の前提となる各種条件等を再確認します。あわせて、公共施設等マネジメントの取組による財政効果や施設サービスへの効果について、可能な限り定量的に把握・検証を行い、実施計画及び財政計画と連動しながら、必要に応じて本方針の見直しを行うこととします。

（２）実施計画・財政計画との連動

大規模改修や建替え、施設の再編や廃止等、政策判断を伴う事業については、事業の必要性、緊急性、期待される効果、実施時期、財源及び他事業との調整状況等を庁内横断的に確認し、区全体の財政運営との整合を図りながら、実施計画及び財政計画と連動して具体化を図ります。

また、維持管理、修繕及び予防保全に関する取組については、定期点検結果や劣化状況、安全確保の必要性等を踏まえ、優先順位を付けながら計画的に実施するとともに、実施計画及び財政計画への適切な反映を図ります。

３　区と区民等との推進体制

（１）区と区民等との推進体制

令和７（2025）年度に開催した意見交換会では、公共施設等マネジメントの推進にあたり、区民の意見を反映する仕組みを構築することの必要性や、行政と区民が連携・協力しながら進めることの重要性について意見が寄せられました。

公共施設等マネジメントの推進は、区民生活や地域活動、行政サービスの提供体制に関わることから、区民等の理解を深めながら進めていきます。そのための具体的な手法については、各施設を取り巻く状況や利用者層、地域への影響範囲、検討段階等に応じて、適切な手法を選択します。

公共施設等マネジメントの推進に関する情報を適時適切に発信・公開し、区民等と問題意識を共有する機会を設け、多様な手法により意見を聴取するための取組を行います。

（２）区と関係機関・団体等との推進体制

本方針に基づく具体的な取組の実行に際しては、関係機関・団体等と情報共有・連携しながら進めます。

また、区有施設の整備、維持管理、運営、跡地活用、余剰スペースの活用等にあたっては、公共性、公平性、費用対効果、区民サービスへの影響等を踏まえ、必要に応じて、指定管理者制度、PPP/PFI、包括施設管理業務委託、民間提案制度、サウンディング型市場調査、民間施設の活用等の公民連携手法の活用可能性を検討します。

これらの手法については、導入ありきではなく、施設の性格や事業目的、区民サービスへの影響、財政効果、リスク分担、継続性等を総合的に勘案した上で、適切な活用を図ります。